

新唐津市民会館（仮称）管理運営計画 目次（案）

1. はじめに

- (1) これまでの経緯
- (2) 計画策定の背景
- (3) 計画策定の目的および計画の位置づけ
- (4) 施設の概要

2. 新唐津市民会館（仮称）の目指すべき将来像

- (1) 基本理念
- (2) 施設管理運営の基本方針
- (3) 目指すべき将来像

3. 事業計画

- (1) 事業方針
- (2) 事業体系
- (3) 事業計画
- (4) 長期的視点
- (5) 目標

4. 利用形態

- (1) 利用方針
- (2) 開館日・開館時間
- (3) 利用規則
- (4) 施設使用料の考え方

5. 運営体制

- (1) 運営体制の方針
- (2) 運営方式
- (3) 運営体制のモデル

6. 市民参加

7. 広報計画

- (1) 基本方針
- (2) 広報計画

8. 収支計画

(1) 収支の考え方

(2) 支出

(3) 収入

9. 開館に向けて

(1) 開館までのスケジュール

(2) 開館に向けた体制

(3) プレ事業

(4) 開館記念事業

10. その他

(1) 評価

(2) 施設管理

1. はじめに

(1) これまでの経緯

本市においては、昭和45年に唐津市文化会館と曳山展示場を開館し、昭和63年に唐津市民会館に改名したのちに、地域の観光文化の拠点として様々な施設利用を行ってきました。

平成26年の耐震診断の結果、震度6強で倒壊の危険性があるとの診断結果が出たことから建替えの検討を行い、本市の文化振興のために市民会館は必要であると結論づけ、令和元年5月に現地建替えを決定しました。

また、市民会館と一体の建物である曳山展示場も、市民会館解体・建設に伴う振動などの影響が懸念されることから、あわせて整備することとしました。

令和3年3月には、新唐津市民会館（仮称）の基本理念や役割、施設整備の考え方などを定めた「新唐津市民会館（仮称）基本計画（以下、「基本計画」という。）」を策定、令和3年度に設計者を選定し、基本計画を基とした基本設計の検討を行ってきました。

【これまでの経緯】

昭和45年（1970年）	唐津市文化会館／曳山展示場 竣工・開館
昭和55年（1980）	唐津市文化会館 増改築工事の実施
昭和63年（1988）	唐津市民会館に改名
平成4年（1992）	唐津市民会館 楽屋改修工事の実施
平成5年（1993）	唐津市民会館 EV 設置工事の実施
平成26年（2014）	耐震診断で耐震性能不足の診断結果を受ける
令和元年5月（2019）	唐津市民会館の現地建替えを決定
令和3年3月（2021）	新唐津市民会館（仮称）基本計画策定
令和3年3月（2021）	閉館

(2) 計画策定の背景

新唐津市民会館（仮称）は、市民会館部門、共用部門、曳山展示場部門の3つの機能をあわせ持つ複合施設となり、今後、本市の文化芸術の中核施設、観光交流拠点となります。

そのため、施設の管理運営計画の策定にあたっては、唐津市総合計画を始めとした市の上位計画を反映させつつ、平成29年に改正された「文化芸術基本法」、平成30年に施行された「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律及び基本的な計画」、令和2年に施行された「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」など、国の方向性なども十分に考慮して、市民や観光客など、誰もが本市の文化や文化的資源に触れることができるような配慮が必要になります。

(3) 計画策定の目的および計画の位置づけ

本市では、第2次唐津市総合計画の基本目標に掲げた「歴史と文化が輝く観光まちづくり」の実現のため、基本施策として、「文化活動の継承と文化交流の促進」に取り組んでいます。

新唐津市民会館（仮称）は、ホールや共用部、曳山展示場を持つ、複合施設として、基本施策を実現する拠点とするとともに、

- ▶ ホールでのイベントに参加された市民が、共用部で行う市内の祭り展示をみたり、新しくなった曳山展示場の体験メニューを楽しんで頂けるよう案内・誘導を行ったり、
- ▶ 曳山展示場を目指して来られた観光客が、共用部で行う市内の祭り展示をみて、改めて、祭りの時期に唐津に来訪して頂いたり、

といった複合施設としての相乗効果も期待しています。

市では、「文化活動の継承と文化交流の促進」を推進するため、また、複合施設としての相乗効果を最大限に発揮するため、新唐津市民会館（仮称）管理運営計画を定め、新施設の管理運営に関する基本的事項及び運営方針等を定めました。

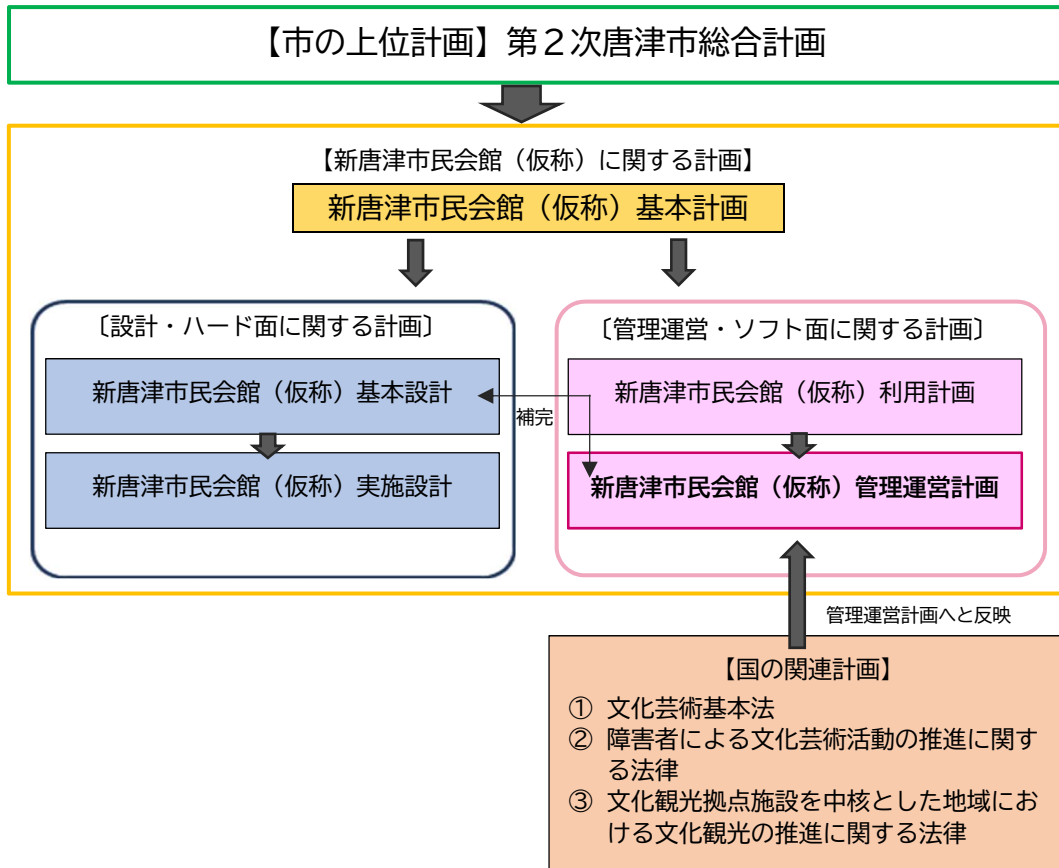
具体的には、新唐津市民会館（仮称）の目指すべき姿を設定し、目指すべき姿を実現するために、新唐津市民会館（仮称）では具体的にどのような事業を行うのか、またその事業を行う運営組織はどのような形態・規模が望ましいのかなどを記載しています。また、事業費や維持管理費をはじめとする運営経費が必要となりますが、公立文化施設は運営経費を賄う収入を得るのは困難なため、市の負担がどの程度になるのかについても検討しています。

本計画は、次ページのイメージ図のとおり、第2次唐津市総合計画の下位に位置づけます。

また、本計画は、総合計画を元に令和2年度に策定した基本計画、基本計画を元に令和5年度に策定した利用計画に基づき策定し、新施設の竣工後に、実際に管理運営を行うための指針として位置づけます。

さらには、本年度以降、開館までの期間に行うべき事項についても検討を行っており、開館までのロードマップとしての役割も果たすものとしています。

【本計画の位置づけ】



(4) 施設の概要

① 施設概要

所在地、規模・構造などを記載予定（現在調整中）

② 諸室の概要

新唐津市民会館（仮称）は、以下の諸室を整備します。

部門	室名（案）	概要（案）
市民会館部門	大ホール	市民が使いやすく、コンサート、演劇、講演会など、様々な演目に対応する多目的ホールです。 【客席規模】829席 【設備等】大楽屋1室、中楽屋1室、小楽屋2室、楽屋ロビー、楽屋事務室など
	小ホール 【140㎡】	小規模な発表会などを行うことができる平土間の多目的ホールです。 発表利用だけでなく、大ホールで行う公演のリハーサルや日常的な練習、会議、ワークショップなどにも利用できます。 また、大ホールの出演者が多い催しなどでは出演者の控室としても活用できます。 【客席規模】100席程度
	活動室1 【28㎡】	音楽・演劇・ダンスなどの練習利用、会議などに利用できる室です。各室は遮音性能を確保しており、大ホールや展示場、展示ギャラリーなどに影響を与えることなく、安心して利用できます。 また、ホールと同時に利用することが可能で、ホールの楽屋としても活用できます。
	活動室2 【22㎡】	
曳山展示場部門	観覧エリア	有料で観覧する展示場です。曳山14台すべてが一目で見渡すことができるように常設展示します。 「唐津くんち」に関する資料展示コーナーも設置し、唐津くんちへの理解を深める工夫をします。
	くんちシアター	唐津くんち当日の盛況ぶりを、来場者を取り囲むような臨場感のある映像で紹介します。
	くんち体験コーナー	お囃子体験や写真撮影コーナーなど、来場者が唐津くんちを体験できるコーナーとします。
共用部門	展示ギャラリー	来館者誰もが展示を観覧することができるギャラリーです。唐津の地理的環境や、歴史的環境、唐津市内の伝統芸能や祭りの紹介、唐津観光の魅力、「唐津くんち」の過去・現在・未来をイメージした展示を常設します。 また、ギャラリーの一部は、市民の文化芸術活動の成果などを発表できる場とします。
	エントランスロビー	来館者誰もが利用できる、市民と来館者の交流の場です。イベントなどの開催も可能です。
	売店	「唐津くんち」の関連商品や唐津の特産品などを販売します。
	サービス機能	授乳室、自動販売機コーナー、ロッカーなどを設置します。
	事務室等	曳山展示場の入館受付、市民会館部門の利用受付などができる窓口を備えた事務室を設置します。

※現時点での概要であり、実際は今後変更等が生じる可能性があります。

2. 新唐津市民会館（仮称）の目指すべき将来像

（1）基本理念

新唐津市民会館（仮称）の基本理念については、基本計画を元に、次のとおり示すこととします。

【基本理念(案)】

人と人をつなぐ 未来の唐津へつながる 文化交流拠点

（2）施設管理運営の基本方針

基本理念を実現していくための施設の管理運営の基本方針については、次のように設定します。

【基本方針①】 市民が文化芸術を楽しめる

- 市民の既存の文化芸術活動に対し、活動・発表する環境を充実・発展させます。
- 優れた文化芸術の鑑賞機会の提供など、市民の文化芸術への関心を高め、心の潤いや安らぎとなる空間を作ります。
- 文化の担い手として、実際に活動している方や、団体間の交流を促進し、特徴ある本市の文化を発展させます。

【基本方針②】 文化を大切に作る心を育てる

- 子どもたちが身近に文化芸術に触れる環境を充実させ、文化芸術に親しむ子どもたちを増やし、心豊かな成長に寄与します。
- 地域において取り組まれている文化芸術活動を振興します。
- 市内文化団体等のこれまでの取り組みを継承するため、次世代の担い手育成に取り組めます。

【基本方針③】 歴史的・文化的資源を次世代につなげる

- 曳山 14 台を保存・継承するとともに、市内で受け継がれている伝統芸能や祭りなどを次世代につなげていきます。
- 本市固有の歴史的・文化的資源の展示を行い、市民が地域に根ざした伝統・文化を知ることでの地域愛を育むための取り組みを進めます。

【基本方針④】 施設の効用を最大化する

- 市民会館部門、共用部門、曳山展示場部門の3機能が一体となった、唐津ならではの特色ある事業を展開します。
- 人と文化の融合によって生まれる独自の空間を創出します。
- 市内外の類似施設と連携した人的・物的ネットワークを形成します。

【基本方針⑤】 本市の魅力を総合的に発信する

- 本市の文化や、観光素材、新施設での様々な事業など、市内外へ積極的に発信します。
- 広報手段の多様化に伴い、世代により偏りが生じないよう多様な媒体による情報展開を行います。

(3) 目指すべき将来像

上記、基本理念、基本方針のもと、施設の目指すべき将来像を、次のとおり設定します。

【目指すべき将来像】

日常的に多くの人々が集い 交流が生まれる 文化芸術の創造発信地

- 本施設は、唐津の伝統文化を保存・継承するとともに、新たな唐津の文化芸術を創造し、市内外へと発信する活動を展開します。それらの活動を行うことで、市民が日常的に集い、施設が賑わうことを目指します。
- また、施設の賑わいが、周辺にも波及し、地域全体の活性化につながることや、中心市街地の回遊性を高めることなども目指します。

3. 事業計画

(1) 事業方針

新唐津市民会館（仮称）では、「唐津の文化交流拠点」として、以下の方針に基づき積極的な事業展開を行います。

1) 基本方針

事業計画においては、次の3つの基本方針とします。

①基本計画に基づいた事業計画

- ・令和2年度に、市民の議論で作成された基本計画に基づいた事業を展開します。

②複合施設の特徴を活かした事業計画

- ・市民会館部門、共用部門、曳山展示場部門の3部門からなる複合施設の特徴を活かし、幅広く、新市民会館全体の賑わいを生み出す事業を行います。

③市民の文化活動に重きを置いた事業計画

- ・あらゆる世代の市民が集う市民会館として、市民が文化活動に自然に参加できるような仕掛けづくりを行います。
- ・また、子どもや高齢者の利用、障がいを持った方の利用など、幅広い施設利用者を想定した事業計画づくりを行います。

2) 事業の実施方針

部門毎に事業実施方針を定め、施設の存在意義の明確化と地域の文化振興の推進を図ります。

【市民会館部門】

- ・市民の既存の文化芸術活動に対し、活動の場を提供する貸館（施設提供）を事業の軸とし、施設の利用促進を図ります。
- ・市民が施設を利用する際に各種アドバイスが提供できる相談窓口を設置します。
- ・文化芸術公演の鑑賞機会を提供します。
- ・アウトリーチ活動や各種ワークショップ、アートマネジメント教育などに取り組み、将来を担う市民や活動団体の育成に力を入れます。
- ・施設を最大限に活用して市民が気軽に参加できるイベントを実施します。
- ・多くの市民が気軽に参加・参画できるよう情報発信に力を入れます。

【曳山展示場部門】

- ・ 曳山 14 台を常設展示します。（曳山の塗替・修繕時期などは例外）
- ・ 映像、体験などでくんちを体験できる展示を工夫します。

【共用部門】

- ・ 施設利用者（市民や観光客）に、本市の様々な魅力を知って頂けるよう市内の伝統芸能や祭り展示、観光情報や施設でのイベント情報など、施設の共用部を活用した展示を充実させます。
- ・ 季節により、展示内容を見直すなど、リピーターが飽きない工夫を施します。

(2) 事業体系

新唐津市民会館（仮称）では、以下の事業体系により事業を展開します。

	事業体系	事業の考え方
市民会館事業	① 施設提供 (貸館事業)	市民の既存の文化芸術活動に対し、活動の場を提供する事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の文化芸術活動への場の提供 ・ 文化芸術活動の利用に限定しない施設の利用促進
	② 活動支援	市民の既存の文化芸術活動を、さらに発展させるための支援を行う事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新唐津市民会館（仮称）を舞台に、文化芸術活動を行う場合の相談対応 ・ 施設利用に関する相談窓口の設置 ・ 文化芸術団体・人材情報の集約・ネットワーク化 など
	③ 鑑賞	市民の文化芸術への関心を高める事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 優れた文化芸術の鑑賞機会の提供 ・ 市民（市民団体）や興行団体、新聞社、放送局などとの連携による鑑賞機会の提供
	④ 体験・育成	市民が、新たに文化芸術活動を始めるきっかけを作る事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 文化芸術活動のすそ野を広げる取り組み ・ 施設に親しんでもらうための取り組み
	⑤ 交流・連携	市民と文化芸術活動団体、また、団体間の交流を促進する事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民や観光客が集まりやすいイベント等の実施

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 唐津文化芸術祭（仮称）の実施 ・ 新しい文化交流の創出 ・ 近隣類似施設との連携
	⑥ 発信	<p>本市における文化芸術の取り組みや、本市の魅力を発信する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報活動の実施 ・ 市民が気軽に参加・参画できる予約システムの構築
曳山 展示 場 事業	収蔵事業	<p>曳山 14 台を適切に収蔵し、維持管理を行います。 また、展示コーナーで展示する資料も適切な管理運営を行います。</p>
	展示事業	<p>収蔵している曳山 14 台を入場者が観覧する展示事業を行います。 また、「くunchiシアター」「くunchi体験コーナー」を設け、唐津くunchiの魅力や迫力を伝えます。</p>
共用 部門 事業	常設展示事業	<p>来館者誰もが展示を観覧することができるギャラリーとして以下の常設展示を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 唐津の地理的環境や、歴史的環境 ・ 唐津市内の伝統芸能や祭り ・ 唐津観光の魅力 ・ 「唐津くunchi」の過去・現在・未来
	ギャラリー展示事業	<p>ギャラリーの一部では、市民の文化芸術活動の成果などを発表できる場を提供する事業なども行います。</p>

(3) 事業計画

参考資料1 年間事業イメージ

前項の事業体系に基づき、具体的に実施する事業を想定しました。

開館当初からすべての事業に取り組むのではなく、開館後、市民や活動団体と連携しながら構築していく事業など、段階的に展開していくこととします。

【市民会館事業】

事業種別	事業内容	実施場所
施設提供事業		
施設提供事業 (文化芸術活動での利用)	市民や市内の文化団体等の行う文化芸術活動、および本市の文化芸術活動の活性化に寄与する市外団体の取り組みに対し、ホールや諸室、備品等の貸出しを行います。	大ホール 小ホール 活動室
施設提供事業 (文化芸術活動以外での利用)	予約が入っていない場合には、文化芸術活動の利用に限定せず、様々な会議や打ち合わせ、行事、講演会などにも利用できることとし、施設の利用促進を図ります。	
活動支援事業		
活動支援事業 【通年】	文化芸術活動を行っている市民や文化活動団体に対しての支援として相談窓口などを設けます。中学校や高校の部活動における活動なども支援します。	大ホール 小ホール 活動室
鑑賞事業		
公演事業 【年2回程度】	室内楽、演劇、ダンス、落語、お笑いなどの鑑賞機会を提供します。子ども向けの公演等も計画します。	大ホール 小ホール
映画上演 【年1回程度】	学校の長期休暇期間に子供むけ映画の上演などを計画します。	
鑑賞講座 【年2回程度】	公演事業に合わせて、鑑賞をより深めるための関連講座を実施します。	大ホール 小ホール 活動室
市民協働事業 【年4回程度】	市民や市民団体が企画した事業を募集し、協働で実施します。	大ホール 小ホール
共催事業 (興行事業者等) 【通年】	新聞社、放送局などや民間の興行会社などと共同で公演事業を実施し、多彩な分野の鑑賞機会を提供します。会場使用料の減免等を図ることで唐津市民会館（仮称）の負担なく実施できるようにします。	大ホール 小ホール

事業種別	事業内容	実施場所
体験・育成事業		
体験型ワークショップ【年2回程度】	市民を対象に、文化芸術に関心を持つ人を増やすための入門型の体験ワークショップを実施します。 唐津くんちを題材に取り入れるなど、三つの機能を持つ施設ならではのプログラムとしていきます。	全施設
バックステージツアー【年1回程度】	施設への理解や関心を持ってもらうため、バックヤードの見学会を開催します。 市民会館と曳山展示場の双方の裏側までも見学できる複合施設ならではのツアーコースとします。	全施設
アウトリーチ活動【年2回程度】	招へい公演を行う際に来訪するアーティストなどに協力を依頼し、市内の教育機関や福祉施設などでのアウトリーチ活動を行います。	外部
夏休みこどもフェス（仮称）【年1回程度】	夏休み期間に子供対象のフェスティバルを開催します。 さまざまな体験型のイベントや鑑賞事業などを組み合わせて実施します。 【イベント例】 ・ピアノマラソン ・工作体験 ・人形劇 ・ミニ縁日 ・唐津の祭り体験 など	全施設
交流・連携事業		
唐津文化芸術祭（仮称）【年1回程度】	市内の観光文化施設や中心市街地などが連携して、市をあげた文化芸術の祭典、唐津文化芸術祭（仮称）を開催します。（唐津市民文化祭をリニューアル） 施設全体を活用して実施し、文化と観光を融合させたイベントとなることを目指します。	全施設
市内施設連携事業【年1回程度】	市内の観光文化施設と連携し、スタンプラリーや共同企画などを開催します。スタッフ同士のネットワーク形成なども図ります。	全施設
地域連携事業【年1回程度】	新唐津市民会館（仮称）がプラットフォームとして、地域の交流の場となるよう、フリーマーケット、マルシェ等を開催します。	全施設
九州類似ホール情報交換会【通年】	九州の類似ホールとの情報交換を行い、協働による鑑賞事業の実施など、事業展開に活かしていきます。	—
発信事業		
広報誌発行【年6回発行】	公演の周知や来館者を増やすことを目的に広報誌を発行します。	—
HPの運営【通年】	新唐津市民会館（仮称）のホームページを作成し、施設の最新情報を掲載するとともに、施設予約システムを構築します。	—
会員制度の運営	市民、また市外の方に向けて、無料の会員制度を設け、情報発信を行います。	—

【曳山展示場事業】

事業種別	事業内容	実施場所
収蔵事業		
収蔵事業	曳山 14 台及び資料展示コーナーでの展示資料を適切に収蔵し、管理を行います。	収蔵庫 展示ケース
展示事業		
唐津曳山展示事業	収蔵している曳山の展示事業を行い、唐津くんちの魅力を伝えます。 展示コーナーは定期的な展示替えを行うことも検討します。	観覧エリア 展示ケース
くんち魅力体験コーナー運営事業	唐津くんちの魅力を体験できる「くんちシアター」「くんち体験コーナー」の運営を適切に行います。	くんちシアター くんち体験コーナー
発信事業		
広報誌発行（再掲）	公演の周知や来館者を増やすことを目的に広報誌を発行します。	—
HP の運営（再掲）	新唐津市民会館（仮称）のホームページを作成し、施設の最新情報を掲載するとともに、施設予約システムを構築します。	—

【共用部門事業】

事業種別	事業内容	実施場所
ギャラリー事業		
常設展示事業	唐津の魅力を発信する展示を常設で行います。	ギャラリー1 ギャラリー2
ギャラリー展示事業	幼稚園、保育園、小中学校や、市民団体などが、一定期間の展示に活用できるように計画します。	ギャラリー3
発信事業		
広報誌発行（再掲）	公演の周知や来館者を増やすことを目的に広報誌を発行します。	—
HP の運営（再掲）	新唐津市民会館（仮称）のホームページを作成し、施設の最新情報を掲載するとともに、施設予約システムを構築します。	—

【年間事業計画（想定）まとめ】

（単位：千円）

	年間事業数	事業経費	事業収入
市民会館事業			
施設提供事業	通年	—	—
活動支援事業	通年	—	—
鑑賞事業	4 企画 9 回程度	8,200	4,760
体験・育成事業	4 企画 6 回程度	3,200	40
交流・連携事業	4 企画 4 回程度	5,800	0
発信事業	通年	2,400	0
曳山展示場事業			
収蔵事業	通年	—	—
展示事業	通年	—	—
共用部門事業			
ギャラリー事業	通年	—	—
合計		19,600	4,800

(4) 長期的視点

新唐津市民会館（仮称）は、整備後 50 年以上にわたり活用される施設です。
この施設で行う事業は、長期的な視点をもって展開します。

【中長期的な事業展開（イメージ図（案））】



(5) 目標

新唐津市民会館（仮称）は、本市の文化芸術の中核施設、観光交流拠点として運営をしていきます。

多くの人でにぎわう施設を目指し、長期的な視点を持ちながらも、当面の開館から5年間程度の目標を、以下のように設定します。

大ホール：目標稼働率 55%

曳山展示場：目標入場者数 92,000 人

4. 利用形態

(1) 利用方針

新唐津市民会館（仮称）は、市民会館部門、共用部門、曳山展示場部門の3つの機能をあわせ持つ複合施設です。3つの機能が相乗的な効果を生み出すような利用を促していきます。

[参考資料2](#) 旧市民会館利用状況

(2) 休館日・開館時間

[参考資料3](#) 近隣施設利用ルール

休館日、開館時間は、以下のとおりとします。

部門	休館日	開館時間
市民会館部門	年末年始（12/29～翌1/3） 毎週火曜日（祝日の場合は、翌営業日）	午前9時から 午後10時
共用部門	年末（12/29～12/31）	
曳山展示場部門		午前9時から 午後5時

旧市民会館は定期休館日を設定していませんでした。

しかし、市民会館は、1日13時間開館する施設であり、メンテナンスのしやすさ、「働き方改革」が進む中での従業員の休日の確保、光熱費削減などの観点から、定期休館日を設けることとします。

曳山展示場は、開館時間が市民会館に比して短いこと、観光で来訪された、より多くの方に観覧いただけるように、従前どおり休館日を最小限とします。

共用部門は、展示ギャラリーや売店があり、多くの方の利用を期待するため、休館日は曳山展示場に合わせます。

また、施設利用申込みなどに対応する窓口業務は、午前9時から午後5時を基本に検討します。

【参考（旧市民会館の休館日・開館時間）】

	休館日	開館時間
ホール及び会議室	年末年始（12/29～翌1/3）	午前9時から午後10時
曳山展示場	年末（12/29～12/31）	午前9時から午後5時

(3) 利用規則

市民会館部門の諸室を市民や活動団体等に利用してもらう、施設提供事業を実施するための規則を検討しました。

利用申込時期	
大ホール	13 か月前から2 か月前まで ただし、練習などで舞台だけ利用の場合は1 週間前まで受付
小ホール	6 か月前から2 か月前まで ただし、練習などの利用の場合は1 週間前まで受付
活動室	3 か月前から1 週間前まで
利用決定方法	
大ホール 小ホール	利用希望月の13 か月前（小ホールは6 か月前）の月の一定の期間（毎月1～10 日など）に利用申込みを行ってもらい、利用希望が重なった場合には、抽選を行い、利用決定を行います。上記の利用決定後は、随時、先着順で受付し、利用決定を行います。
活動室	市の施設予約システムを活用することを基本とします。
貸出区分	
午前	午前9時から正午
午後	午後1時から午後5時
夜間	午後6時から午後10時
午前午後	午前9時から午後5時
午後夜間	午後1時から午後10時
終日	午前9時から午後10時

●利用調整

一定の要件を満たした利用の優先や、より多くの利用者に利用してもらうために、事前に利用希望を提出してもらい、利用調整を図る事例があります。

●抽選

ホール利用では、利用内容の確認が必要であるため、窓口での受付を原則とします。活動室は、予約システムを活用した申請、抽選を行っている事例があります。その場合には、事前に利用者登録などを行い、利用の内容を把握できるようにしておくことなどが行われます。

●先着順

先着順を原則として受付初日から適用している事例、抽選方法と併用して抽選受付の終了後は先着順としている事例等があります。
先着順を受付初日から適用する場合は、希望日の利用を確実に申し込むため、何日も前から並ぶような弊害もあります。

(4) 施設使用料の考え方

施設使用料は、施設を利用する方と利用しない方との負担の公平性を確保するため、本市が令和4年3月に定めた「公共施設の使用料適正化に関する方針」に則り、施設を利用する方（受益者）が相応の費用を負担する「受益者負担の原則」に基づき、算出することを原則とします。

※以下①②の具体的な料金（案）は、第4回にて提示予定です。

- ① 市民会館使用料

- ② 曳山展示場入場料

5. 運営体制

(1) 運営体制の方針

本施設の管理運営の基本方針を実践するため、運営体制の方針は以下とします。

○専門性の確保

市民が文化芸術を楽しみ、文化を大切に作る心を育て、唐津の歴史的・文化的資源を次世代につなげるなど、様々な事業を展開するための専門性の確保に努めます。

○分野横断的な考え方

本施設で従事する職員それぞれが自分の担当する業務のみを行うのではなく、施設全体の業務を把握し、分野横断的に業務を行うことで、効率的な運営体制を整えます。

○地域との連携

本施設の活動が地域全体の活性化につながるように、地域との関係性を良好に保ち、十分に連携をとれる体制とします。

(2) 運営方式

公の施設を運営する方法は、市が直接運営する直営方式か、指定管理者制度を導入するかのいずれかになります。

「指定管理者制度の運用について（平成22年12月28日付け総務省自治行政局長通知）」において、「指定管理者制度については、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに活用できる制度であり、個々の施設に対し、指定管理者制度を導入するかしないかを含め、幅広く地方公共団体の自主性に委ねる」とされています。

そこで、一般的な指定管理者制度のメリット・デメリットを改めて整理し、基本計画策定時に行った運営主体の検討と合わせて、新施設の運営方式について、検討を行います。

【指定管理者制度導入のメリット・デメリット】

(メリット)

- ・民間のノウハウを生かして、絶え間なく変化し、多様化する住民のニーズに応えやすい。
- ・単年度会計の原則に縛られず、複数年にまたがった事業やサービスが可能
- ・休館日、利用時間の柔軟な対応が可能（開館時間の延長など）
- ・広報サービス業務の強化が可能（チケットの前売り、割引など、入館者増のために手がうてる対策がより多くなる。但し、市との協定書による）
- ・施設管理業務の効率化、合理化（管理経費、事業コストの縮減）が図れる。

(デメリット)

- ・ 指定管理者がもし3年や5年で撤退すると、施設の持続性と信用と安心感が損なわれる。
- ・ 地域の文化や地元の人間関係を生かした継続的な事業、運営がやりにくい。
- ・ 長期的な視点から見た人材育成やノウハウの蓄積が行いにくい。職員に必要な専門的な知識と技術が保持しにくく、育ちにくい。

また、「唐津市指定管理者制度運用ガイドライン」においては、指定管理者制度導入の目的が、主に、「住民サービスの向上」及び「経費の縮減」の2つであることから、施設ごとに指定管理者制度導入の効果は何なのか、効果を達成するために指定管理者に何を期待するのか、明確にすることとしています。

本施設の特徴を考慮して、2つの視点から整理を行いました。

視 点	直 営	指定管理者
住民サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共性(平等性)は担保できる。 ・ ただし、定期的な人事異動や、統一的な勤務体系など、均一なサービスの提供やサービスレベルの向上は難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 曜日に関わらず、どの時間も同じサービスを提供するための柔軟な勤務体制が可能。 ・ 専門性を持つ人材や類似施設の運営経験者を配置することが可能で、サービスの向上が期待できる。
	○	◎
経費縮減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の財政状況から経費の縮減に取り組むが、類似施設の運営経験者が不在のため(旧施設は指定管理制度導入)、適切な経費縮減を行うノウハウに欠ける可能性がある。 ・ また、単純に市職員の人件費が民間に比べて高く、ランニングコストへの負担が大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 類似施設運営経験を活かした適切な経費縮減が期待できる。 ・ コストパフォーマンスを上げることが、自分たちの業務レベルの高さのアピールや収益の向上、指定の継続に取り組むことが期待できる。 ・ ただし、行き過ぎた経費削減が起こる場合、サービス水準が低下する可能性があるため、適切なモニタリングが必要
	△	○

【本市の観光文化施設の運営方式】

(直 営) 曳山展示場、旧大島邸 など

(指定管理) 唐津城、旧大島邸、相知交流文化センター など

前ページの整理により、「唐津市指定管理者制度運用ガイドライン」における制度導入における基本事項は満たしているため、指定管理者制度の導入を基本とします。

なお、指定管理者制度では、指定期間を定める必要があり有期での業務となるため、指定管理者が変わる場合には、市民団体や利用者との関係性における継続性やノウハウの蓄積といった面においての不利益が生じる可能性があります。指定管理制度を導入する場合、それらを補うための方策を検討します。

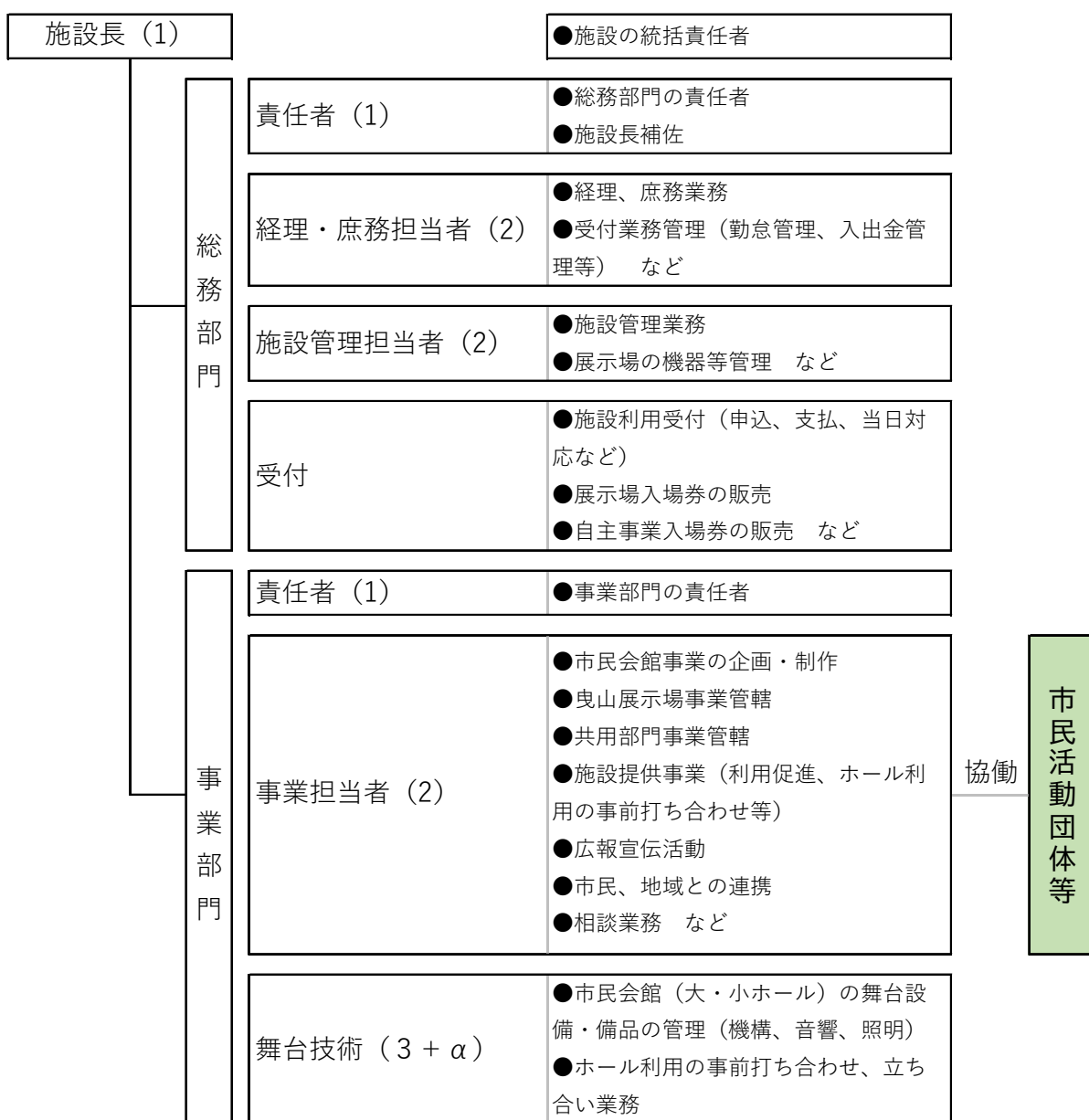
(3) 運営体制のモデル

運営体制は、施設長のもと2部門制を想定しています。

市民会館は、開館時間が午前9時から午後10時までの13時間と長く、職員は基本的にローテーション勤務を行うこととなります。そのため、職員には担当業務を設定しますが、**施設の管理運営においては、本市の地域活動など、本市の情報に詳しい方が、施設の管理運営に係る業務全般を把握し、横断的な業務遂行が可能となるように**します。

【運営体制（想定）】

※（）内の数字は想定配置人員数



6. 市民参加

基本計画において、「市民に愛され、主体的に利用される施設を実現するために、多くの市民が気軽に参加・参画できるシステムを構築することが重要」とされています。

市民誰もが参加でき、市民や地域との関係性を構築するために、様々な市民参加の機会を設けるよう努めます。

具体的には、以下のような取り組みを検討していきます。

【市民参加の例】

来場者・鑑賞者としての参加	本施設での公演を鑑賞すること、講座やワークショップに参加することなどは、市民が最も参加しやすい形態です。 また、無料の会員制度を設け、施設の情報や事業の情報などを届けるなど、より参加しやすい仕組みを構築します。 【本施設での具体的取組案】 鑑賞型事業、参加型事業などの展開、会員制度
事業企画・推進役としての参加	市民がやってみたい事業や、観てみたい公演事業などを企画し、運営・実践する機会を設けます。 【本施設での具体的取組案】 市民協働事業、共催事業
評価への参加	本施設の管理運営等に対して、市民目線での検証を行います。利用者アンケートを随時実施する他、管理運営への利用者からの意見を聴取することも検討します。 【本施設での具体的取組案】 利用者アンケートの実施

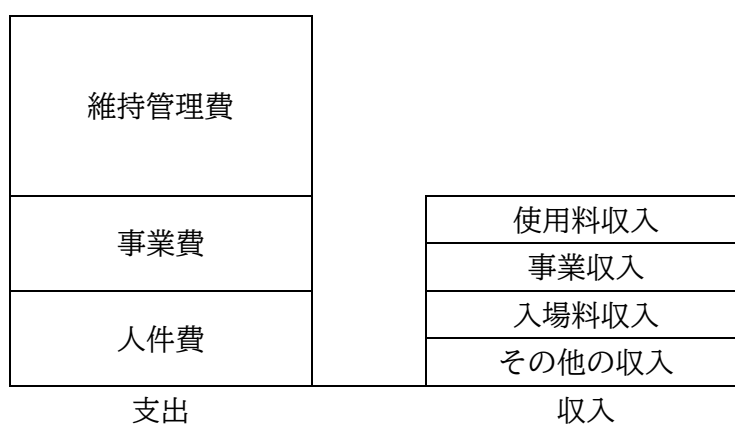
8. 収支計画

(1) 収支の考え方

公立文化施設の運営においては、誰もが利用できるといった公共的な施設の性質から、運営に係る支出の全てを賄う収入を得ることは困難です。

本施設の運営に係る経費についても、文化を通じたまちの活性化や、唐津市の魅力を発信するための文化的な投資と捉え、本施設の運営に必要な経費を支出します。

ただし、効率的な管理運営を行い支出の軽減を図るとともに、受益者負担の考えにより、使用料収入や催し物における入場料収入、展示場への入場料を設定します。また、事業を行う際には、各種の助成金、企業・個人等からの寄付・協賛金など外部からの収入の確保も図ります。



収支のイメージ図

(2) 支出

管理運営を効率的に行うなど、各支出項目の経費削減に努めます。

また、経年的に必要となる施設や設備の改修・更新に係る維持管理費については、中長期維持管理計画を作成し計画的な運営が行えるように取り組みます。

【支出項目】

維持管理費	設備 保守点検費	空調設備、電気設備、衛生設備、昇降設備など建物に付随する各種の設備の保守点検に係る費用 舞台設備、展示に係る設備の保守点検費用も必要
	警備費	入場者や施設の安全のための警備を行う費用
	清掃費	施設を衛生的に保つために必要な清掃に係る費用
	光熱水費	電気、ガス、水道等に係る経費
	修繕費	施設や設備の修繕に係る経費
	運営費	各種機器のリース代や消耗品費など

事業費	市民会館事業、曳山展示場事業、共用部門事業を実施するために係る経費
	展示場で行う事業にかかる経費
	ギャラリーの展示などの運営に必要な経費
人件費	施設を運営し事業を展開していくために必要な人に関わる経費

(3) 収入

文化施設においては、使用料収入が収入の大きな柱となります。受益者負担の考えを原則として、適切な料金を設定するとともに、積極的に利用促進の取り組み活動を行います。

事業面では、市民会館での事業の入場料収入を確保するとともに、外部からの助成金や企業・個人等からの寄付・協賛金などを得られるよう積極的に活動します。

曳山展示場事業では、観光等の関連機関等との連携により、入場者の増加をめざします。

【収入項目】

市民会館事業	使用料収入	施設提供事業における施設利用料、付属設備利用料
	事業収入	事業における入場料および参加料、助成機関からの事業に対する助成金など
曳山展示場事業	入場料収入	曳山展示場への入場料
その他の収入		施設全体に対する企業・個人等からの寄付金など